

記載事項証明書【納税に関する事項】

(野田市中心企業退職金共済制度普及補助金交付申請用)

納税義務者等(証明を受ける法人又は個人)

住 所		
ふりがな 氏 名 (法人名)		印 (法人代表者印)

申請者(代理人)郵送による申請の場合は記入不要

住 所	
氏 名	

----- (以下、記入しないこと) -----

使用目的	野田市中心企業退職金共済制度普及補助金交付申請添付書類			
本人確認	①マイナンバーカード	②免許証	③保険証	④その他 ()

上記の目的に使用するため、税について下記事項の証明を請求します。

税 目		証明事項		備 考		
		未納なし	該当なし			
法人市民税						
市県民税	普通徴収					
	特別徴収					
固定資産税・都市計画税						
軽自動車税						

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明書番号

年 月 日

千葉県野田市長 鈴木 有

<注意事項>

- ①証明事項の「未納なし」には市税に未納がない場合に、「該当なし」には市税が課されていない場合に税目ごとに確認印が押されます。なお、市税が納められていない場合には証明書は交付されません。
- ②本証明書は野田市中心企業退職金共済制度普及補助金交付申請に添付する記載事項証明書です。納税義務者等の欄に記入、押印のうえ、野田市役所本庁舎収税課で証明を受けてください。証明を受けていないものは、書類不備となります。証明事項欄、備考欄は収税課職員が記載しますので、記入しないでください。
- ③納税義務者が法人の場合は実印（代表者印）を押印してください。個人の場合は押印不要です。申請の際は本人確認のため、申請者のマイナンバーカード等の提示をお願いします。
- ④納税義務者が個人の方で、申請者が代理人の場合には委任状（任意様式）が必要です。（納税義務者が法人の場合には、代表者印を押印していただきますので委任状は不要です。）
- ⑤申請者と納税義務者が同一の場合や郵送による場合は、申請者の欄への記載は不要です。
- ⑥委任状の様式は任意ですが、市ホームページの申請書ダウンロード（ページ番号 1002232）に様式がありますので参考にしてください。
- ⑦郵送で証明を受ける場合は、以下のものを野田市役所企画財政部収税課に送付してください。
 - ・記載事項証明書【納税に関する事項】（証明を受ける方等の必要事項を記載し押印する）
 - ・証明手数料 300 円分の定額小為替
 - ・マイナンバーカード等の写し（個人の場合）
 - ・返信用封筒（返信先を記載し、切手を貼る）<送付先>
〒278-8550 野田市鶴奉 7-1
野田市役所企画財政部収税課収納係 宛

【 証明書の交付申請については、次のとおりご協力をお願いします 】

1. 金融機関の窓口で納付いただいた場合
納付された日から野田市収税課で入金確認ができるまで約 10 日程度必要となります。この間に交付申請をされた場合は、この納付分が証明できませんので、当該納付領収書をご持参ください。
2. 口座振替により納付いただいている場合
振替日から野田市収税課で入金確認ができるまで約 7 日程度必要となります。
この期間に交付申請をされた場合、証明書（未納なし）の交付ができませんので、この期間を考慮のうえ申請をお願いします。
3. 市税を分納誓約により納付されている場合
納税証明書は分納誓約の履行に関わらず、納期限（納税通知書の納期）を過ぎて納付がされていない場合は証明書（未納なし）の交付はできませんので誓約書等でご確認をお願いします。
4. 固定資産を共有されている場合
固定資産税は共有分も証明の対象となります。共有代表者が未納となっている場合証明できません。